

北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】概要版

第1章 地区別構想の策定にあたって

北区バリアフリー基本構想

全体構想

北区全域を対象とした指針として、基本方針や留意事項を整理したもの。平成27年3月策定。

平成28年度：赤羽地区

北区バリアフリー基本構想

地区別構想

個別の重点整備地区における具体的なバリアフリ化施策を定めて事業を推進する。

第2章 地区別構想の基本方針

基本構想の基本理念と基本方針

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区

～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会を目指して～

- だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- おおむね10年後（平成37年度）を目指します
- 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

第3章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の設定

重点整備地区の設定

北区内の環状7号線以北全域を重点整備地区【赤羽地区】とし、地区の特性を踏まえさらに3つの地区に分割

【①赤羽・赤羽岩淵・志茂駅周辺】 【②浮間舟渡・北赤羽駅周辺】 【③桐ヶ丘・西が丘周辺】

生活関連施設の設定

	生活関連施設（568施設）	主要な生活関連施設（134施設）
考え方	高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設	生活関連施設のうち、広域かつ不特定多数の利用が見込まれる施設
推進方法	法や条例に基づき基準への適合に努める（全生活関連施設が努力義務の対象）とともに、各自が可能な取組を講じていただけるように多様な機会を通じて働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

生活関連経路の設定

	生活関連経路	主要な生活関連経路
考え方	生活関連施設相互間を結ぶ経路、又は歩行者ネットワークを形成する主要な動線や商店街	生活関連経路のうち、主要な生活関連施設相互間を結ぶ経路
推進方法	新設や大規模改修時には基準への適合に努める（全生活関連経路が努力義務の対象）とともに、配慮事項を踏まえた適切な維持管理等が継続的に図られるよう道路管理者へ働きかけ	基本構想制度を活用し、バリアフリー化に関する特定事業等を設定する

第4章 赤羽地区的現状と課題

まちあるき点検の実施

平成28年7月6日、13日に主要な生活関連施設、主要な生活関連経路を対象に実施。出席者延べ86名。

課題の整理

- 公共交通：鉄道駅への2ルート目のバリアフリールート確保、バス停留所での案内の充実や上屋の整備 等
- 道路：JIS規格に適合した連続的な視覚障害者誘導用ブロック敷設、勾配の改善、高低差の解消 等
- 公園：車いす等が入りにくい車両侵入防止柵の改善、トイレの維持管理や使いやすさの改善 等
- 建築物・路外駐車場：施設の状況を踏まえた整備、通路幅確保の配慮、人的対応の質の向上 等
- 交通安全：バリアフリー対応信号機及びエスコートゾーンの設置推進 等
- その他：駅前広場の勾配や視覚障害者誘導用ブロックの改善、案内の充実 等

第5章 移動等円滑化に関する事項

まちあるき点検等での指摘事項

移動等円滑化に向けた対応の考え方

各施設設置管理者による対応方針検討

区民部会と事業者による意見交換会

特定事業等の設定

第6章 赤羽地区における特定事業等

事業者数：87、事業数：994

平成28年12月14日現在

公共交通特定事業：4事業者、74事業

建築物・路外駐車場特定事業：68事業者、659事業

交通安全特定事業：1事業者、4事業

道路特定事業：2事業者、166事業

都市公園特定事業：7事業者、68事業

その他の事業：5事業者、23事業

第7章 人的対応・こころのバリアフリーの推進

協議会や区民部会の場を活用した活動の考え方

- 区民部会委員が当事者としての気付きを活かし、具体的な活動や検討を行う
- 協議会のネットワークを活用し、区と事業者、利用者が連携した取組を行う
- 既存の情報や基本構想の検討の中で得られた成果を積極的に活用し、情報を発信する
- 先進的な事例を学び、北区ならではの活動につなげる

第8章 基本構想の推進とスパイラルアップ

- 特定事業計画の作成及び進捗状況の管理、基本構想のスパイラルアップ：協議会組織の継続
- 事業実施時における利用者参加の推進：協議会や区民部会を活用した点検や意見交換
- 施設設置管理者等への働きかけ：主要な生活関連施設以外の施設や商店街等への周知、対応の依頼
- 利用者への情報提供：北区ニュースやホームページを活用した取組の周知

※「高齢者、障害者等」はバリアフリー法の解説では「高齢者、障害者、妊娠婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、LGBTなど、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進める。

赤羽地区における重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路

